

健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和5年6月22日（木）
午前10時01分～午後1時25分
場 所： 第一委員会室

出席委員 (7人)	委員長 委員 委員 委員	藤原 マサノリ 池 田 桂 折 戸 小夜子 きりき 優	副委員長 委員 委員	池 田 けい子 藤 條 たかゆき しのづか 元
--------------	-----------------------	--------------------------------------	------------------	-------------------------------

出席説明員	健康福祉部長（兼）福祉事務所長 健康福祉部健康まろづくり推進室長事務取扱	伊 藤 重 夫	保健医療政策担当部長	本 多 剛 史
	福祉総務課長	松 崎 亜来子	生活福祉課長	松 田 隆 行
	健康推進課長（兼）健康センター長	金 森 和 子	保険年金課長	河 島 理 恵
	高齢支援課長	五味田 福 子	介護保険課長	原 島 智 子
	障害福祉課長	平 松 渉		

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	特定事件継続調査の申し出について	承認

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	新型コロナウイルス感染症対応に関する検査事業 令和4年度実績について	健康推進課 介護保険課 障害福祉課
2	健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等について	健康推進課
3	新型コロナワクチン接種について	健康推進課
4	多摩市帯状疱疹ワクチン任意接種助成事業について	健康推進課
5	学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
6	産前産後の国民健康保険税免除の今後の予定について	保険年金課
7	総合福祉センター制度変更について	福祉総務課 高齢支援課
8	「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」他の進捗状況について	福祉総務課
9	「多摩市エネルギー・食料品等物価高騰支援給付金」の概要及び 「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の実績について	福祉総務課
10	令和4年度の生活保護の相談・申請状況等について	生活福祉課
11	高齢者の外出促進（実証実験の結果報告）	高齢支援課
12	「高齢者実態調査」の集計速報と第9期計画策定作業について	高齢支援課 介護保険課
13	個別避難計画の策定について	介護保険課 障害福祉課
14	「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に関する取組状況について	障害福祉課
15	常任委員会の2年間のテーマについて	—
16	行政視察について	—

午前10時01分 開会

藤原委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。
この際暫時休憩する。

午前10時01分 休憩

(協 議 会)

藤原委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会案件番号1、新型コロナウイルス感染症対応に関する検査事業、令和4年度実績について、市側の説明を求める。

伊藤健康福祉部長 1点目、新型コロナウイルス感染症対応に関する検査事業 令和4年度実績について、平松障害福祉課長からご説明させていただく。

平松障害福祉課長 新型コロナウイルス感染症対応に関する検査事業 令和4年度実績についての資料をご覧願う。資料の説明は私からまとめてさせていただく。

まず1番、独自PCR検査の件数と結果である。こちらの①になるが、多摩市PCR検査業務(検査キット購入)という中で、検査件数が78件、延べ施設数が13施設、検査結果が陰性77件、陽性1件であった。緊急の検査に備えて医師会によるPCR検査体制も用意していたが、こちらの検査はなかった。

次に、2番、市が経費補助を行い、市内の介護保険・障害福祉サービス事業所が実施したPCR検査の件数となる。こちらは②介護保険の事業所新型コロナウイルス検査経費事業については、法人数が4、事業所数が7、こちらは実数である。検査件数が136件の陽性件数がゼロ。③障害福祉

サービス等事業所新型コロナウイルス検査経費補助事業については、やはり実数で、法人数が7法人、事業所数が10事業所、検査件数については974件、陽性件数が9件という結果だった。

3番、最後に、上記各事業に係る決算見込額であるが、①の検査キット購入、市独自のPCR検査業務については、執行総額が104万6,760円の見込みとなっており、こちらは全て特定財源の見込みとなっている。介護保険事業所の検査経費補助事業については、執行総額が219万9,600円となっており、こちらもやはり特定財源が全て占める見込みとなっている。③障害福祉サービス事業所の検査経費補助費であるが、執行総額が881万540円となっており、うち特定財源が755万8,860円となっている。こちらは東京都の補助の上限がPCR検査では2万円までとなっているところを市が独自で上乗せして3万円にしている部分があるので、こうした上乗せ等があり、特定財源かつ市の独自部分が出ているということで、一般財源から出ているという結果になっている。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続けて、協議会案件2の健康推進課における新型コロナウイルス感染症対策等について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等についてご報告させていただきます。こちらは常任委員会があるたびにご報告をさせていただいているものになる。

1番については、新型コロナ電話相談で、市で電話相談を受けているものになる。こちらの相談件数はかなり落ち着いてきた。ここで2類から5類という形に変わってきているので、令和3年度、令和4年度で一番多かったときには30件40件を超えるときもあったが、今1日平均2.7件と令和5年度はなっているが、多くて数件、5件～7件程度に落ち着いてきているところもあるので、6月30日で一旦休止を考えている。

2番目、多摩市独自のPCR検査について。こちらは先ほどの案件でご説明をさせていただいたものになるので、詳細は省かせていただく。

3 番目である。新型コロナウイルス感染症予防接種証明書についてである。こちら、当初予防接種証明書を必要とする旅行、海外旅行、国内旅行が必要だったというところで始まった事業になる。令和5年度に入り、かなり発行件数も落ち着いてきているような状況になってきている。申請状況は令和5年度に入って217件、令和4年度のときがトータルで2,706件あったというところになっている。今後も窓口と郵送があるが、窓口に来られる方がまだおられるかなというところである。こちらはまた継続という形で実施する。

続いて、4番目である。新型コロナワクチン接種後の健康被害救済制度に向けた相談実績というところになる。こちらの相談件数は、52件を今までお受けしている。この中で、実際にこの健康被害救済制度を利用したいということで申請書が上がってきて、こちらで受け付けをさせていただいたものが15件という形になる。うち2件の調査委員会が実は本日夕方にある。審査後にまた提出予定という形になっている。診断済みが13件、そのうち認定済み4件とここに書かせていただいているが、昨日認定がもう1件下りたので、認定は5件という形になっている。あと取り下げ1件、審査中が7件という形になる。

予防接種健康被害調査委員会の開催実績であるが、令和4年については4回開催をいたしている。申請の状況にもよるが、今年度も同程度の実施を予定させていただいている。

5番目である。こちらの事業は令和5年度でもう既に終了している事業となる。1番は新型コロナウイルス感染症病床確保のための転院支援事業という形になる。こちらは実績だけご報告する。④のところにあるが、4年度72人ご利用いただいたというところになる。

(2) 医療機関燃料高騰等対策支援給付事業となる。こちらについては、新型コロナ感染症対応の長期化、物価高騰の中で、燃料費の負担を軽減し在宅療養に不可欠な訪問系サービスを実施する医療機関を支援するという意味で、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し給付金を支給させていただいたものになる。対象としたのは、訪問診療や送迎等を実施している市内の医療機関、主に医科だけではなく歯科、あと

薬局、訪問看護も一応ご案内をさせていただいている。給付額は10万円で、受け付け期間は令和5年1月20日から2月28日だった。給付実績については、診療所が17件、歯科診療所5件、薬局が19件の計41件という実績となった。

(3) 自宅療養者対象物資支援これは9月30日で終了しているものであるので、一応こちらに掲載をさせていただいているが、特に前回と変わりが無いというところになる。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会案件3、新型コロナワクチン接種について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 協議案件3件目、新型コロナワクチン接種についてである。こちらは現時点の接種状況と今後の見通し、今わかっている時点のご報告をさせていただく。

令和5年6月20日火曜日時点の接種状況を資料2にまとめさせていただいている。そちらをご覧くださいいただければと思う。今回対象者は65歳以上の方と基礎疾患をお持ちの重症化リスクが高い方、あと医療従事者・高齢者施設等の従事者という形になっている。

令和5年度の春開始接種を資料2の一番上にまとめている。65歳以上の方、人口4万3,274人に対して、接種回数は現在2万4,930回ということで接種率は57.6%となっている。現在東京都の6月18日時点の接種率が37.7%、全国が33.4%であるので、多摩市においては高い接種率という形になっている。

資料1にお戻り願う。今お話しさせていただいたのは65歳以上の接種状況となる。それ以外に、基礎疾患をお持ちの方など重症化リスクの高い方たちは接種券発行申請が必要となっていたのが、その方たちの発行申請件数が949件、あと医療従事者・高齢者施設等従事者の方から784件の申請があったという形になる。

2番目に、令和5年春回接種の終了(8月末)までが予定されている。

こちらのご報告をさせていただく。今回も集団接種と個別接種の両方で実施させていただいていたが、予約者数の減少もあるので、現在聖蹟桜ヶ丘の接種会場のみで継続をさせていただいている。1日最大370人程度は受け入れ可能な会場となっている。

ただ、現在予約者数が今月まではますます埋まっているが、7月以降かなり減るであろうということが想像できる。そういったこともあるので、7月は週2日半日程度に減らして実施を考えている。8月については、7月の予約状況を踏まえた規模で検討させていただきたいと思っている。あと多摩センター会場は6月12日、永山会場は6月19日をもって終了とさせていただいている。

個別接種であるが、こちらは現在10医療機関で実施中という形になる。今後6月補正にも上げさせていただいたように、個別接種の促進というところで安定的な制度のもとで運用できるようにということが今後の方向性として示されているので、多摩市医師会と連携して協議をさせていただいて個別接種を今後促進していきたいと考えている。

3番目、令和5年秋開始接種についてである。こちらは先日6月20日火曜日に、国の自治体向け説明会があった。こちらで明らかになったことは、令和5年9月以降、5歳以上の追加接種可能な全ての方を対象とすることと、ワクチンであるが、今流行しているXBB.1系統の成分を含有する1価ワクチンを用いた接種を開始予定となっている。ただ、これ以外のことは詳細が全く未定である。接種券の送付時期や方法、接種スケジュール等については国から具体的な情報が入り次第、また情報共有させていただきたいと思う。

4点目である。こちらは国から各自治体に今配送されているワクチンで、1・2回目に使っている小児用のファイザー社のワクチンの有効期限が6月30日まで、武田社のノババックスが12歳以上の方での有効期限が7月25日までとなっている。それ以降も、一応3月末までは臨時接種で継続されることになっているが、この有効期限については現在延長の方向性で審査と実験が進んでいることもあるので、延長が決定され次第、接種を継続していく予定となっている。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田（け）委員 トータルのことであるが、今9波と言われている中で、接種率が高い多摩市を考えると、今まで様々なご支援、ご説明や報告もあったが、今後9波でまたふえてきた場合の支援については、そういった接種の会場も含めてどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思う。

金森健康推進課長 現在報道等でもあるし、東京都のモニタリングの分析を注視しているところである。毎週少しずつ上昇が見られるというところは、今、委員が言われたとおりかと思う。

ただ、コロナウイルス感染症については、5類になったということで基本的に医療保険での治療が中心になってくると思っているが、そういったことでのワクチン接種についてもご希望があれば、できるだけ希望する方が接種できる体制の確保を実施していきたいと思っている。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件4番、多摩市带状疱疹ワクチン任意接種助成事業について、市側の説明をお願いします。

金森健康推進課長 4番目、多摩市带状疱疹ワクチン任意接種助成事業についてである。

こちらについては、補正予算でもご審議いただいております。こちらに書いている带状疱疹とはということ、皆さんよくご存じかと思う。2番の带状疱疹ワクチン助成事業概要を、簡単であるがもう一度ご説明をさせていただきます。

助成の目的としては、带状疱疹更新ワクチン接種に係る市民の費用負担を軽減するというところが目的となっている。このワクチンは任意接種という位置づけになっているので、接種に関してはご自身で接種医とよく相談していただいて、受けるのか受けないのか、またワクチンについてはどのワクチンを使うかというのは、よくご相談の上実施をしていただきたいというところで考えている。その接種費用も非常に大きいところもあるし、そういったところで費用負担を軽減させていただくという事業となってい

る。

接種対象者は50歳以上の多摩市民となっている。接種費用助成額については、こちらの表のほうにまとめさせていただいている。ワクチンは2種類で、生ワクチンと不活化ワクチンがある。助成額としては、東京都の補助事業使わせていただく関係上、その基準額をできるだけ使う形を考えており、生ワクチンが5,180円、不活化ワクチンが1万円という調整額を予定している。②にある接種費用の目安というところである。こちらは各医療機関によって接種費用が異なってくる。各医療機関で決めておられる費用があるので、そちらを調査させていただいて、おおむねというところでほぼ平均のところをお示しさせていただいており、生ワクチンについては8,200円程度、不活化ワクチンについては2万2,500円程度、1回の接種費用をそれぞれ医療機関が予定されているところになる。

そういったことから、では、実際どのぐらい負担がかかるのかが③の接種者負担額の目安となる。だから、生ワクチンを接種しようと思った場合は大体3,000円程度が自己負担となることになる。不活化ワクチンを接種しようと思った場合には、1万2,500円程度を2回という形になる。こういった形のを広報でまたお示ししようと思っているし、市公式ホームページにも載せる予定になっている。あと、生活保護受給者等に関しては費用負担なし全額助成を考えている。

(4)にある事業開始であるが、8月1日を予定している。たま広報は7月20日号、しっかりと紙面は取らせていただいているので、限りはあるが、必要な情報は載せさせていただく予定にしている。あと、ホームページでの周知と、前回ご質問のあったチラシといったものも準備している。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田(け)委員 1点確認である、これいろいろと補正予算でも審議されたのであるが、確認であるが、市から医師会に通じて補助が起きることになると、もちろん市内の限られた、決められた医療機関ということによろしいか。

金森健康推進課長 今回は任意接種ということもあるので、市内の医療機関で44の医療機関も協力いただけるということになっているので、その中から選んでい

ただいで接種をしていただきたいと考えている。

藤條委員 この不活化のほうであるが、これ2回接種ということであるが、この費用1万2,500円は、2回の分の金額ということではよろしいだろうか。

金森健康推進課長 1回の金額になるので掛ける2回となるが、ただ間隔的には2か月空けることになるので、1か月掛ける2ではなく、少し間があいてご準備いただく形になるかと思う。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件5の学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて、市側の説明を求める。

本多保健医療政策担当部長 資料であるが、昨日総務常任委員会でも説明した関係で、資料は総務常任委員会のフォルダに入っている。協議会の9番になる。

資料が2つある。まず最初の資料はこれまでの経緯、2つ目の資料は3月30日に日本医科大学に提出した文書ということになる。まず最初の資料をお開き願う。

こちらは、日本医科大学とのこれまでの経緯をまとめたものになっている。前回3月にも健康福祉常任委員会にご報告して、そこからの積み上げの形式になっている。

それと裏面をご覧ください。2番の現在の状況についてである。日本医科大学から提出された協議再開の依頼文書を踏まえて、市のこれまでの取り組み、それと現時点での7つの要望に対する検討状況、それと今後の進め方について、令和5年3月30日付で日本医科大学に文書を提出している。

それでは、もう一つの資料をお開き願う。こちらは提出文書になる。提出文書では、大きく分けて4点の記載をしている。まず1ページ目をご覧ください。中段にある大きな一番、多摩永山病院の移転・建替え事業に関する本市の基本的な考え方についてということが1番目。

続いて2ページ目になる。大きな2番である。これまでの支援内容についてということが2つ目の項目。

続いて3ページをご覧ください。中段に大きな3番がある。3つ目の項目で

ある。日本医科大学多摩永山病院建て替えに伴う支援についてということで、令和2年11月30日付で法人から提出された要望事項に対する本市の考え方についてまとめた項目になっている。

最後4点目であるが、6ページに飛ぶ。大きな4番である。今後の進め方についてで、以上4つの構成になっている。本日は特に3ページにある大きな3番、日本医科大学からの支援要請に対する本市の要望事項に対する考え方についてを中心に説明させていただく。

それでは、3ページ目の中段をご覧ください。（1）本市の財政支援についてという項目である。令和2年11月30日付文書による7つの要望事項が正式な要望事項であると本市は認識していることを前提としているというような書き出しでスタートしているが、こちらの文書内容としては、日本医科大学多摩永山病院の移転・建替え事業に対し、諸条件を考慮の上、できる限りの支援を検討していく所存であるが、必ずしも他の自治体が行った誘致に伴う支援と同様の支援を本市で行うことができないことについてご理解いただくようお願いをしている。

また、財政支援の実施に際しては、市議会の議決が必要な旨を記載している。必要な情報提供など、法人の協力が必要不可欠であることをお伝えしている。

続いて4ページ目の中段から少し上になる。（2）からは各要望事項に対する見解を記載している。まず①の1番である。2026年度の市民病院開設を努力目標とし、最速スケジュールに沿った諸調査、工事等の実施及び協力についてという要望である。これに対しては、本市としても新病院の移転・建て替えの早期実現を望んでいるため、最新の計画及びスケジュールをご検討の上、協議いただけるようお願いをしている。

続いて同じページになるが、②と③である。まず②の新病院の建設に滞りなく着工するための旧多摩ニュータウン事業本部跡地に係る一切の造成、平坦な土地への整備等の負担、それと③旧ニュータウン事業本部跡地の無償貸与については、必要な予算を市議会に提案することを念頭に検討を進めているので、令和8年度の病院の工事着工に向けた最新の計画をお示しいただくなどの協力をお願いしている。

次に、5ページの④である。新病院の建設に当たり、建設費に対する財政支援についてという項目である。こちらでは人口14万人の本市においては、造成、擁壁工事の支援のみでも相当な負担であり、加えて建設費の支援をすることは困難であることをお伝えした上で、国や東京都の補助制度を活用いただくなどのほかの方法をご検討いただくようお願いしている。

次に、⑤旧多摩ニュータウン事業本部跡地の約50%が斜面地であり、駐車場整備が困難であるため、隔地駐車場確保に関する支援及び協力についてである。隔地駐車場については、これまでも精力的に協力してきており、制度適用の可能性のある候補地を市よりご紹介したところであるが、法人より当該候補地は希望に沿わないとの回答をいただいております、他の候補物件は存在しないことから、これ以上の支援は困難である旨をお伝えしている。

次だが、⑥永山駅から新病院への患者動線整備、また公共交通機関の新病院敷地内への引き込みに関する支援及び協力である。バスの引き込みについては、関係機関との事前協議に協力してきたが、新病院敷地内へのバスの引き込みは大変厳しい状況であり、現状では都道沿いへのミニバスルートの新設と停留所設置が現実的であること、また、都道からのエレベーター設置などのバリアフリー化についての検討に着手する旨をお伝えしている。

次、⑦である。市民病院建設を一つの契機とし、現多摩永山病院跡地の利活用を含めた諏訪・永山まちづくり計画の着実な進展についてという項目である。本市では、令和元年に諏訪・永山まちづくり計画を作成し、2040年代のまちの将来像を示しており、同計画に掲げているリーディングプロジェクトの一つである永山駅周辺拠点の再構築に向けて、日本医科大学を含めた周辺地権者による勉強会を実施していることから、引き続き勉強会に参加いただき、協議を継続していくことが重要であると考えている旨をお伝えしている。

最後、6ページの大きな4番、今後の進め方についてである。こちらでは、最新の新病院建設計画と開発スケジュールの提示をお願いするとともに、市議会や市民への説明にご協力いただくようお願いしている。また、

双方において合意できた事項については、段階的に文書を取り交わし、最終的に協定書を締結することを検討したく、引き続き協議を進めていくことをお願いをしている。

以上が3月30日に日本医科大学側に提出した文章内容になる。なお、この文章については、当日市長が千駄木にある病院本院に行って、理事長に直接手渡しをしているところである。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

きりき委員 今後の見通しというか、3月30日に返事をしたということで、時間がたっているから、その返答といった今後の予定、見込みについて伺う。

本多保健医療政策担当部長 3月30日以降の協議状況である。3月30日以降に市長と先方の法人側の理事長とが二度にわたり協議を行っている。その中では、物価高騰や建築費の高騰に伴い、本市に対する再度の支援要請があった。それと、建て替えに対する日本医科大学側のスタンスについてやり取りをしている。

多摩市としても、支援要請の検討をするにしてもどのような建て替えを行うのかということで、最新の基本計画、スケジュールなどが示されないとなかなか検討ができないという旨をお伝えして現在も協議中である。

しのづか委員 そもそも論になってしまうが、平成30年の時点で東永山の跡地から今の局舎跡地に変えてほしいと言ったのは日本医科大学である。その後多摩市は財政的にも、土地交換と言いながらも金を追加して土地を取得しているということで、私はこれ以外にも財政的な支援は行っているという認識なのだが、そのときにこういう要望はあったのか。例えば今7項目挙げられているが、その東永山から局舎跡地に変えるに当たって、文書としてはこういう形で今出てきているが、そのときに日本医科大学はこういうことも想定しながら土地交換という話で、あまりにも日本医科大学の言いなりになり過ぎていないかという気がする。きちんと今回3月30日にこういう形で市としての考えを示したのはいいことだと思うが、今後協議というところで譲れない線というのはあるのかなのか、そこはきちんと市としての態度を示したほうがいいと思うが、いかがか。

本多保健医療政策担当部長 まず多摩市として財政支援をどの程度までできるのかといっ

たようなご質問と捉えてお答えさせていただけたらと思うが、現在新病院に関する最新の計画内容を確認中であり、それを踏まえて日本医科大学側の北側の歩行者専用道路のバリアフリー化に対する地域貢献というようなことも協議の中で出ている。それと他自治体の財政支援の事例などから、土地の無償貸し付け、あと土地の造成の支援などについて、その必要性や相対性といったことを考慮し、市民・市議会への情報を共有しながら、本市としても財政に影響を与えない範囲で、どの程度の影響があるかも踏まえて今後の支援は検討していきたいと思っている。現時点でどこまでというところでは、何か具体的な数字をここまでといったことは向こうに示していないが、今できる範囲は3月30日付の文書で示した内容が我々としての現時点での考えであると捉えていただければと思う。

しのづか委員　　あともう1点であるが、誘致をするときの財政支援というのは私も理解するが、今回のように市内で移転をするに当たって財政的な支援を行った事例は他の自治体あるのか。

本多保健医療政策担当部長　市内での移転建て替えというケースが他の自治体でもある。そういった場合での財政支援は我々としても把握しているが、主に新しく誘致をして建て替えるということがほかの自治体の事例としては非常に多いと思う。

しのづか委員　　私の印象で言うと、ここまでの支援の要望というのは誘致だと思う。誘致に当たってこれぐらい用意をするから来てほしいということであり、今後検討するに当たって、その辺の切り分けをきちんと考えていただきと思う。

池田（桂）委員　新人であるので質問のピントが少しずれているかもしれないが、この間の厚生荘病院のこともあるように、厚生荘病院は最初建て替えると言っていたが結局建て替えも無理となり、診療所もその後いつ建てられるのかもわからないといった状況であるが、今後日本医科大学でもそういったことが想定されるのか。そうすると日本医科大学多摩永山病院や厚生荘病院は市内でも高齢者の方や体の弱っておられる方がたくさん利用されていたと思うが、そういった方たちが多摩市から離れた病院に行くのは経済的な負担や肉体的な負担が非常にあるが、そういった中で医療空白地域ができ

ることに対して何か対応や対策を考えておられるのかをお聞きしたい。

本多保健医療政策担当部長 今現在日本医科大学とは病院の建て替えについて協議をしているので、今のご質問だと建て替えをしないというような判断がもしかしたらあるのではないかとというようなご質問ということでお答えさせていただくが、我々としては、いわゆる局舎跡地に建てていただくことを前提に協議を進めているので、そういった最悪のケースを前提に何か協議をしている、何か動いているということは今のところない。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件6、産前産後の国民健康保険税免除の今後の予定について、市側から説明を求める。

河島保険年金課長 産前産後の国民健康保険税免除の今後の予定について説明をさせていただきます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が5月19日付で公布された。産前産後の国民健康保険税を免除する制度がこのたび創設されることとなった。内容としては、減額の対象の方を出産する予定の国民健康保険被保険者または出産した被保険者とし、減額する額は、出産予定日の前月から出産予定日の翌々月までの4か月間にかかる所得割額と均等割額となる。

なお、双子などの多胎妊娠の方については、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間を対象としている。

この法律については令和6年1月1日付施行となっているので、1月に減免該当月が入っている場合は対象となるため、11月出産予定の被保険者の方から対象となる予定である。ご本人の届け出によること、もしくは市町村が出産予定であることと出生の事実を確認できれば免除手続きができる予定となっているので、漏れのないように対応していきたいと考えている。

法律の施行は先ほど申し上げたように令和6年1月1日であるが、国では7月に改正政令を交付する予定となっており、多摩市国民健康保険では、

それを踏まえて以下のスケジュールで国民健康保険税条例を改正する予定となっている。

スケジュールに関しては、7月に改正政令が公布されたら翌月に多摩市国民健康保険運営協議会へ諮問、同月で答申をいただき、9月議会で保険税条例の改正及び関連の補正予算の上程をさせていただく。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議案件7、総合福祉センター制度変更について、市側の説明を求める。

五味田高齢支援課長 総合福祉センター制度変更についてである。総合福祉センターの施設を利用している老人福祉センター同好会、高齢者一般団体の取り扱いについて、令和6年4月からの制度変更に向けて、これまで利用者等のアンケート結果を踏まえ、利用方法の見直し、予約システム改修等の検討を行ってきた。さらに、本年3月には総合福祉センターの利用団体との意見交換を実施し、制度変更の概要や現在の検討状況を説明し、ご意見をいただいたので、ご報告する。

1番、検討経過。令和2年度10月には、総合福祉センター高齢者一般団体の取り扱いを以下のとおり見直すことを内部で決定し、同好会については、既存団体への支援は令和6年3月までとする。令和3年4月以降の新設団体への支援は設立後3年間とする。高齢者一般団体については利用料を発生しないとする取り扱いについては、令和6年3月までとする。市民への説明については、令和2年度から各年度10月頃に開催している同好会の次年度更新登録説明会において、制度変更の説明文書を配布している。

令和3年9月には、議会において、キーボード同好会の代表者より、同好会制度の変更の見直しを求める政策提言が提出されたが、審議の結果、不採択となっている。常任委員会への報告については、高齢者一般団体の取り扱い見直しについて、そのとき報告している。11月には利用者団体のアンケートということで、団体向けのアンケートを実施している。翌年

の2月に、アンケートが個人向けのアンケートについても実施している。

令和4年度の12月議会では、陶芸の同好会の代表より、同好会制度変更の見直しを求める陳情が提出されたが、審議の結果、不採択となっている。翌年3月であるが、市民への説明として、3月27日と30日に制度変更の概要や制度変更に向けた検討について意見交換会を実施している。

次のページに行って、2番目、今後の利用に関する説明及び意見交換会ということで、3月の末に、2日間にかけて実施している。

参加団体は、同好会、高齢者一般団体、障がい者団体、参加者数は合計80団体127名に参加していただいた。

主な意見としては、団体自身で予約することになると、パソコンが苦手な方へのフォローが必要である。優先予約があり、予約した日が埋まっていることがこれまでであったので活動日が不安定だったが、予約方法が皆平等になることはありがたい。今後も月4回程度は確保可能なのか、皆が予約を取れるようにしてほしい。同好会から高齢者一般団体になると、市外の人も会員になることができるのか。同好会としての支援は残るのかとの意見があり、これについて回答している。

今後のスケジュールについてであるが、本日の報告の後、6月末～8月下旬にかけて利用者団体への説明会を予定している。ただ、10月には令和6年度、来年度の同好会の説明会を予定している。令和6年4月、新制度での予約の開始を予定している。

課題についてであるが、まず1点目、3室、総合福祉センターの中にある陶芸室、音楽活動室、寿の間、和室であるが、利用方法の検討ということで、取扱い見直しの対象となる団体の活動機会を確保するため、センター事業専用としている3室の一般貸し出しを認めるため、利用方法について検討が必要と考えている。2つ目、3室の利用料金の設定の検討。歳出の一般貸し出しを実施するに当たり、3室の利用料金設定について検討が必要と考えている。3つ目、利用団体同士の意見交換の場について検討。諸室の利用方法や利用希望日等について、何らかの方法で利用団体同士が話し合うことができる場の手法について検討が必要と考えている。今後は総合福祉センターをなるべく快適に利用してもらえるようにどのようにし

ていったらいいのかということで、市民の意見を参考にしながら、指定管理者ともよく話し合いながら検討していきたいと思っている。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田(け)委員 様々いろいろな意見があったと思うが、現時点では大まかな利用者の方々には了解いただいたと捉えていいのかということが1点と、あと(2)で主な意見として5点挙げられているが、これについてどのようにご回答されたのかだけ確認したいと思う。

五味田高齢支援課長 1点目の今回の制度変更について理解していただけているのかというところであるが、予約の仕方の変更がなかなか難しいのではないかとということと、これまでどおり活動日、活動場所が確保できるのかということに不安をまだお持ちの方がいて、その点については一部まだ理解されていないところもあるので、十分話し合っていきたいと思っている。

それと、主な意見の中の3点目、皆が予約を取れるようにしてほしいということについては、月4回確保できるかどうかについて、これも同好会が高齢者一般団体になったときに、ある時間帯については希望が殺到することも考えられるので、ここはやはり時間をかけて検討していきたいと考えている。それから、市外の人も会員になれるのかというについては、これはなれるので、そのように回答している。同好会についての支援は残るのかについては、3年間たっていない団体については支援期間として引き続き支援をしていくということで回答している。

松崎福祉総務課長 パソコンの苦手な方へのフォローというところでは、指定管理者中心にパソコンの予約方法の操作説明会を実施する予定で今検討しているところである。

藤條委員 制度変更でユーザーさんでもかなり混乱されている方もおられるので丁寧なご説明を引き続きお願いしたいのと、例えば陶芸で使っている窯焼きの設備といったものが不具合であるとか壊れたときには、それを修理・修繕する責務は指定管理者にあるのか。その辺の確認だけ。

松崎福祉総務課長 金額で役割が異なっていて、130万円以下の修理であれば指定管理者に担っていただくようにしている。それを超えると、市と協議し、市で予算の計上を考えていくというような内容になってくる。

藤條委員 金額のラインがあるのを初めて知ったが、例えば修理する業者を呼ぶときに、指定管理者がこの事業者でないと修理を頼まないというようなことがあるのか。最善の方法で直すことを指定管理者が選べるのかどうか、そこら辺はひもつきになっているのかどうかわかるか。

松崎福祉総務課長 修理に関しては、メーカーに備えている備品等の保守の範囲でできるかどうかの確認、加えて交換できる部品があるかどうかの確認をまず最初に行わせていただいているので、基本的には使用している備品のメーカーに確認していくという流れになっている。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議案件8、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金ほかの進捗状況についての説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、協議会資料8番、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」他の進捗状況についてご報告申し上げます。

まず最初に、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」進捗状況についてである。(1)に示させていただいたが、本制度は令和3年7月7日から開始しており、令和5年3月31日をもって制度を終了している。

自立支援金に関しては、新型コロナウイルス感染症によって生活に影響を大きく受けた方々に対する支援金として、コロナ禍、まさに実施された制度であった。総支給額としては、計6,930万円の支給をさせていただき、コロナ禍における給付によって生活支援に加えて、自立相談支援機関の相談を介して支給対象者の方が就労による自立を図ることができるように、また困難な場合には円滑に生活保護制度につなぐということで役割を果たしたと考えている。また、制度終了後には、特例貸付の償還猶予者等に対して郵便や電話等でのフォローアップをさせていただき、継続的に支援を実施しているところである。

(2)が自立支援金の申請・支給数等をまとめさせていただいたものである。令和3年度初回支給分であるが、支給済件数は総数で言うと142件、令和4年度に関しては65件あった。再支給、引き続きの支援が必要とい

う方々の数字を下に書かせていただいているが、令和3年度は45件、令和4年度は78件というような流れになっている。

2ページ目には、自立支援金支給決定件数の内訳を令和3年度、令和4年度、男女別、年代別で示させていただいているので、ご確認いただければと思う。

2番目、しごと・くらしサポートステーションの相談状況についてである。新規相談受け付け件数（実人数）であるが、令和4年度は253人、令和5年度、5月27日時点で42人となっている。コロナ禍の初期、令和2年度から比べると、全体に相談件数は落ち着きを見せてきているところである。

(2)の相談延べ件数である。こちらは令和4年度実施したものに加え、あと令和5年度4月分の実数をまとめているところである。住居確保給付金の相談が落ち着きを見せており、生活困窮に関わるご相談が大体月100件程度あるようなところである。その中でも生活保護につないだ方々が約1年度で35件ほどあるような状況である。

4ページ目をご覧願う。月ごとの内容別新規相談件数をこちらはまとめさせていただいているが、一番多い相談としては収入や生活費のことで、こちらは令和3年度も状況として変わっていないところである。2つ目に家賃やローンの支払いに関すること、3つ目には仕事探しや就職について、4番目に住まいについてということで、こちらの相談の流れに関しては、令和3年度、4年度と変化は見られていないところである。

5ページ目になるが、(4)の住居確保給付金の申請数については、令和4年度は、令和2年度のコロナ禍の初期に比べて、件数はぐっと落ち着いて総数で32件、令和5年の4月を加えると34件となっている。

続いて、6ページ目、こちらは住居給付金の支給決定件数の内訳である。令和4年度、令和5年度の年代別、男女別、申請の要件別で集計したものを掲載させていただいている。令和4年度一番多かった年代としては、30代の方々の申請が多くなっていた。続いて50代の方というような年代になっている。男女別で申請者見ると、生計の担い手が男性の方が多いというところで男性の申請件数が女性よりは高くなっているところである。

最後、7ページである。こちらは参考で、多摩市社会福祉協議会の生活福祉資金特例貸し付けの償還状況についてまとめさせていただいている。令和5年5月30日時点である。こちらの特例貸し付けの申請期間であるが、コロナ禍から始まって令和4年の9月30日で終了しているところである。令和5年1月から、こちらの特例貸し付けの償還が始まっているところである。そのために免除申請を行っていただいているところで、(2)に緊急小口資金や総合支援金の申請者をまとめさせていただいている。

続いて(3)は償還免除の承認・不承認数で、申請があった月、償還免除の対象となった方々は総数で980件あったところである。償還免除の対象になる方は下の米印のところで書かせていただいているが、償還免除の対象になる債権の合計が緊急小口資金と総合支援資金合わせて2,537件あり、現時点、令和5年5月30日時点であるが、償還免除承認件数は1,041件、全体の41%となっている。不承認の件数については120件、全体の4.7%であるが、この不承認になられた方々に関しては、社会福祉協議会、しごと・くらしサポートステーション、市が連携してフォローアップを実施しているところである。

最後、(4)は償還猶予件数の数字をまとめさせていただいているところである。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田(桂)委員 これからまた9波が起きてきて生活困窮者の方がふえてこられた場合には、またこういった制度が再開されることはあるのか。

松崎福祉総務課長 国の制度によって実施してきたものであるので、また状況によってどうなるか、現時点ではまだそういった情報はないところである。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件9、「多摩市エネルギー・食料品等物価高騰支援給付金」の概要及び「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の実績について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、1番「多摩市エネルギー・食料品等物価高騰支援給付金」

についてご説明申し上げます。こちらは6月19日の補正で予算をお認めいただいたところである。

こちらの対象の方々は、皆さんご承知のとおり、今回物価高騰の影響を受けた低所得世帯を支援するためのものになっている。

(2) 支給対象は、令和5年6月1日において本市の住民基本台帳に記録されている世帯主の方で、課税状況が令和5年度分の市民税が非課税の世帯、または条例による均等割免除世帯、もしくは均等割のみ課税世帯の方々が対象となる。生活保護世帯を含んでいる。

支給方式については今回、①に書かせていただいたが、前回給付金を受給された皆様には確認書等の返送を不要とし、プッシュ型という形で支給の通知のお知らせをお送りし、市から口座の変更のご希望がない限りは前の口座情報を使わせていただいて支給するような取り組みをさせていただく。そのほかの方々については、市で口座情報を把握していないので、確認書の送付もしくは申請書をお送りさせていただき、返送により審査の上支給を行うという流れである。

給付額については、1世帯当たり3万円。

周知方法については、対象者に個別通知をするとともに、たま広報や市公式ホームページ、公式LINEで周知をしていきたいと思う。

(6) 主な経過及び予定であるが、たま広報の7月20日号に掲載をしていきたいと考えている。7月末には支給通知等を郵送する予定である。8月下旬から初回の支給を順次開始していきたいと思う。10月31日には申請の受け付けを終了させていただき、11月30日には制度終了という流れで考えているところである。

2番目、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の実績についてである。こちらは昨年度10月24日に臨時の補正で予算計上させていただいて実施しているところであるが、3月31日をもって制度も終了しているところである。対象者には総数で1万6,400件の通知等を発送し、申請件数としては1万4,555件、支給決定件数については1万4,280件の支給があったところである。

藤原委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件10、令和4年度の生活保護の相談・申請状況等について、市側の説明を求める。

松田生活福祉課長 それでは、令和4年度の生活保護の相談・申請状況等についてご説明をさせていただく。相談・申請状況については毎年この6月議会の協議会において報告させていただいているが、令和4年度の状況がまとまったのでご報告をさせていただく。

まず1番、相談である。相談については延べ人数となっている。令和4年度は相談件数が918件。これは一番右にある平成31年度コロナ禍以前から令和2年度で1.6倍になったのであるが、それから900件台の高止まり状況が続いているような状況である。令和4年度については、対前年度比は少し下がったが98.1%と微減であり、依然として高止まり傾向が続いている状況がわかる。

続いて、その下、申請件数である。申請件数については実人数となっている。こちらも令和4年度は269件、一番右のコロナ禍以前平成31年度が174件で、コロナ禍が発生した令和2年度は1.3倍にふえたのであるが、そこからさらにふえてしまっている。対前年度比1.3倍と、コロナ禍以前と対比すると実に1.5倍にふえてしまっているような状況である。こちらについても、初回相談で申請となる方が多かったようなところもあるし、先ほど来ある住居確保給付金等のコロナ関係貸し付けや支援給付金が令和4年度中に終了したことの影響が大きいと考えている。

続いて2ページ目の被保護世帯、人員、保護率の推移である。白い棒グラフが保護世帯、オレンジの棒グラフが保護人員数、黒い折れ線グラフが保護率となっている。保護率については、100分の1単位ということでパーミルという単位を使っている。保護世帯は令和2年5月以降に増加傾向にあり、コロナ禍前と比べると高止まり傾向が続いているところである。また、令和3年1月に多摩市としては初めて1,900世帯を達成し、令和5年3月には1,988世帯までふえてしまっており、2,000世帯目の状況である。保護人員と保護率は令和4年5月以降微減傾向にあった

が、10月以降は増加に転じているような状況である。

こうした状況ではあるが26市で比較するとどうかというのが最後の3番であり、26市平均では、この真ん中の棒グラフであるが、パーセントだと1.72%であるが17.2パーミルであり、多摩市は他市と比べると平均的な状況にあることがわかる場所である。

藤原委員長 市側の報告は終わった。質疑はあるか。

池田（桂）委員 生活保護を受けておられる方の中で増加している方たちの割合としては高齢者の方が多いのか。

松田生活福祉課長 生活保護は半分以上が今単身の高齢者世帯という状況になっている。年金と僅かな収入で暮らしていたが、コロナ禍による雇用の影響で就労支援がなくなってしまって保護申請になるという方が多いように感じている。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件11、高齢者の外出促進（実証実験の結果報告）について市側の報告を求める。

五味田高齢支援課長 高齢者の外出促進（実証実験の結果報告）である。新型コロナの影響により高齢者が人との交流や外出を控え、まちの活気が失われることを課題と捉えた民間企業から提案を受け、令和4年11月から翌年2月にかけて高齢者の外出を促進する実証実験を行ったのでご報告する。

実施の経過。1番、事業名は「街の花咲かプロジェクト・ポイントラリー」。

2番、実施内容であるが、（1）概要として、高齢者にビーコン（位置情報発信機）を配布し、専用アプリをダウンロードした参加者と擦れ違うことや、提携店等のポイントスポットに立ち寄ることでポイントを獲得してもらい、たまったポイントは景品交換可能とすることで高齢者の外出を促すとともに、街のにぎわいの回復を目指した。

（2）実施体制としては、京王電鉄株式会社、ジョージ・アンド・ショー株式会社、日本オラクル株式会社と一緒にいった。

（3）実施期間、令和4年11月1日～令和5年2月28日で行った。

(4) 参加者は140名で、対象者は、一部の地域であるが、愛宕、東寺方3丁目、和田3丁目、乞田・永山1丁目、貝取1丁目、豊ヶ丘1丁目に住む65歳以上の高齢者である。

(5) ポイントスポット及びポイント還元についてであるが、ポイントスポットは市内18か所に設定した。聖蹟桜ヶ丘駅、永山駅、多摩センター駅周辺の商店等、地域介護予防教室2か所、それから介護予防リーダーが専用アプリをダウンロードしたということでポイントスポットとした。景品交換協力店舗は市内7店舗である。50ポイントを集めて300円相当の商品に交換できるものである。

実施結果であるが、参加者140名のうち、ポイントを1ポイントでもためた方が134名いた。ポイント交換であるが、50ポイントためて交換をした方が実数で22名、延べ74回ということで、1人の方が複数回景品を交換したということになる。ポイントをためた人のうち、景品交換した人の割合は16.4%になる。

今後についてであるが、本年5月8日に新型コロナウイルス感染症が2類から5類に変わり、行動制限等も解除されていることから、外出促進の取り組みの必要性は昨年度に比べて薄れてきていると考えている。今後は協力企業の動向等を踏まえ、市としてどのような形で協力できるのか検討していきたいと考えている。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田(桂)委員 実施結果の景品公開した人の割合が16.4%と決して高くはない数字だと思うが、その理由がわかれば教えていただきたいのと、あと参加された方のためたポイント数の平均的な数がわかれば教えていただけるとありがたい。

伊藤健康福祉部長 まず16.4%と低いというのは、そもそも景品に魅力がなかったということで、もう少しというようなことを伺っているところである。それから、ポイントの平均については77.5ポイントである。

池田(桂)委員 景品の内容を具体的に教えていただけると助かる。

伊藤健康福祉部長 ポイントを交換できるところが花屋さん、飲食店、住宅相談所や食料品店となっており、大体そのお店の中でポイントに見合った形の景品とい

うことで、その場所がヒットしていなかったと伺っている。

池田（桂）委員 このプレゼントをまたやる可能性はあるのか。

五味田高齢支援課長 今後については、協力企業の動向も踏まえて、市としてどのように協力できるのかできないのかを検討していきたいと思っている。

池田（桂）委員 参加された方に、こういった景品と交換できるようにしてほしいといった感想は聞かれたか。

五味田高齢支援課長 景品を交換した方の感想については、企業からまだ伺っていない。

きりき委員 こういった事業を行うときは一般的に終わった後にアンケート調査をしてまとめたりするかと思うが、今回の報告に関してはそういった部分がないが実際はどうだったのか。

五味田高齢支援課長 参加者にアンケートをして集計してもらってはいる。

きりき委員 それはこちらで報告される予定はないのか。

五味田高齢支援課長 アンケート結果を集計しているが、その件について今のところ周知する予定はない。

きりき委員 今質問の中でも、景品がどういう評価だったのかといったところはアンケートを取った結果を見ないとわからないところもあると思うので、こういったものも共有化していただいて次の事業に向けての建設的な議論を進めたいと思うので、今後はぜひお願いしたいと思う。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件12、「高齢者実態調査」の集計速報と第9期計画策定作業について、市側の報告を求める。

五味田高齢支援課長 「高齢者実態調査」の集計速報と第9期計画策定作業についてご報告する。高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を改定するための資料として、高齢者実態調査を実施し、調査結果（集計速報）が整ったのでご報告する。

まず1番、多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について。この計画は、老人福祉法と介護保険法に定めて計画を策定している。特に、介護保険事業計画は3年を1期とし、介護保険事業に係る保険給付の円滑

な実施について定めることとされている。多摩市では、第五次多摩市総合計画のもと、高齢者の総合的・基本的計画として策定するものである。

2番、多摩市高齢者実態調査の実施についてである。高齢者実態調査は3年に一度実施しており、3種類の調査を実施した。

(1) 調査のスケジュールであるが、令和5年1月18日～2月8日にかけて行っている。

(2) 各調査概要、回収結果であるが、①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査である。これは65歳以上の要介護認定者を除いて無作為抽出4,000人に配布している。回収は、返信が3,111通、回収率77.8%だった。前回は76.6%だった。

②在宅介護実態調査、こちらは対象が在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方のうちで無作為抽出1,229名に配布し、回収については返信が927通あり、回収率が75.4%だった。前回は70.9%だった。③介護保険事業所調査である。これは対象が居宅介護支援事業所、居宅介護サービス事業所、施設サービス事業所167事業所に送付し、回収が返信114通、回収率68.3%である。前回は68.4%であった。

次のページに行って、3番、計画策定に向けた検討の場についてであるが、まず(1)多摩市介護保険運営協議会で計画について検討していきたいと考えている。

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定案策定のための会議体ということで、第8期の策定のときと同様に部会は設置せずに、現在設置されている既存の会議体(地域包括支援センター運営協議会、在宅医療・介護連携推進協議会、ネットワークオレンジの会、まるっと協議体、介護保険事業所連絡会、一般介護予防事業評価委員会等)から広く意見を得ることを考えている。

(3) 多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案策定委員会であるが、委員の構成は高齢施策関係課の課長級14名を予定している。前回は2回程度会議を開催しているので、今回もその2回程度を予定している。

4番、第9期計画策定のスケジュールであるが、本日速報値の報告をして、7月8月に素案を検討する。関係協議会からの意見聴取など、計画改

定に向けた検討をしていく。10月から11月にかけては策定委員会を開催予定である。12月中旬には健康福祉常任委員会の協議会で素案の報告をさせていただきたいと考えている。令和5年12月から翌年1月の中旬にかけてはパブリックコメントを実施予定である。令和6年3月に計画の決定を予定している。

資料に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査、介護保険事業所調査をつけているので、詳しくはそちらをご覧ください。

もう一つ、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の主なものの報告をさせていただきます。

まず属性であるが、年齢としてはこの表のようになっており、前期高齢者が48.8%回答していただいている。2番の主観的健康感についてであるが、よい、とてもよい、まあよいと回答した方が77.4%ということで、前は77.6%で、マイナス0.2ポイントだった。3番、主観的幸福感であるが、とても幸せ10点から、とても不幸0点で示しており、10点から8点と回答した方が42.9%で、前回は44.2%、マイナス1.3ポイントとなっている。

次のページに行って、4番、スマートフォン、タブレット端末、こちらは市の独自項目として今回聞いたので報告する。スマートフォン、タブレット端末、パソコン等を持っているかという設問に対して、持っている人が83.2%、持っていない人が14.6%、これから購入予定の人が0.3%いた。5番、スマートフォン、タブレット端末、パソコン等をどんなときに活用しているか、活用したいかということで、こちらは複数回答であるが、電話をかけるが74.1%、メールをするが69.4%、写真を撮る58.4%などが見られている。6番で、新型コロナウイルス感染症によって生活に影響を受けたものがあるかという質問に対しては、親族や友人に会えなくなった、外出が減った、外食が減った、体力・筋力が落ちたなどの回答があった。7番、補聴器に関する質問であるが、使用している人が5.2%、使用していない人が89.7%持っているが使っていない人が2.0%だった。

次のページに行って、8番、日常生活で聞こえにくいと感じているが補

聴器を使用していない場合、購入予定または購入しない理由について伺ったところ、半年以内に購入するという方が0.3%、半年から1年以内に購入するという方が0.2%、購入するが時期は未定という方が3.4%で、こちらを合わせると3.9%の方が購入を考えていると読み取れる。一定程度ニーズがあるものと認識している。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件13、個別避難計画の策定について、市側の説明を求めめる。

原島介護保険課長 協議会資料13をご覧願う。個別避難計画の策定について、多摩市で今後取り組むことの現状をご報告させていただく。ご案内のとおり個別避難計画は、要配慮者のうち自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するために策定する計画である。

主な内容としては、氏名、生年月日等の基本情報のほか、同居家族、避難場所、緊急連絡先、避難支援等を記載するようなものになっている。

こちら、個別避難計画策定の背景、必要性ということであるが、令和3年5月に災害対策基本法が改正されており、避難行動要支援者名簿記載者全ての個別避難計画の策定が市町村の努力義務とされている。また、優先度の高い方についてはおおむね5年以内での作成ということが示されている。現在真に避難支援を要する市民の方を正確に把握できていないこと、災害対応の場面での避難行動要支援者情報が十分に活用されていないことから、避難支援等を実効性のあるものとするため、今後個別避難計画を策定していきたいと考えている。

令和5年度であるが、避難行動要支援者名簿から特に優先度の高い対象者を抽出して作成をしていきたいと考えている。特に優先度が高いものとして、洪水浸水想定地域の要支援者約400名のうち、要介護3以上の高齢者を対象として計画を定めていきたいと考えている。また、人工呼吸器使用者について業務委託による災害時個別避難計画の新規作成・更新の体

制を構築するとともに、医療的ケアを要する障がい児の災害時個別支援計画のモデル事業も併せて実施していきたいと考えている。ちなみに今回洪水浸水想定地域として考えているのが一ノ宮1丁目～4丁目、関戸1丁目～5丁目、連光寺1丁目、東寺方1丁目、桜ヶ丘4丁目、こちらを対象地域と考えている。

今後、個別避難計画を作成するに当たっては、対象地域の方に個別避難計画の作成・提供の同意の確認を行った上で、同意いただいた方に関して個別避難計画の策定を行っていききたいと考えている。こちらの計画は、ご本人様、あと支援者の方、市の関係所管で共有させていききたいと考えている。

今後どのように策定していくかそのスキームは今検討の最中であるので、順次内容が明らかになり次第こちらの協議会にもご報告しながら策定を進めていききたいと考えているが、今後のスケジュールとしては、対象区域の要介護3～5の方を対象とした作成支援に係る必要経費について令和5年9月の補正予算で計上させていただければと考えている。補正予算をお認めいただいた後、10月から順次策定の作業に着手していく。まずは関係者への説明や広報関係の周知を行った後、対象者の方へ同意書の配布・回収を行った後、12月からをめぐりに計画を順次作成していきたいと考えている。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

きりき委員 非常に重要な事業だと思うが、一つこういった事業を行うときにはケアマネージャー中心になるという話になりがちであるが、非常に業務が忙しいケアマネージャーにさらにこの事務負担を負わせるようになってしまうのは考えないといけないのではないかと思うが、その辺りはどのようにお考えかお聞きしたいと思う。

原島介護保険課長 今回特に要介護3～5の高齢者の方を中心に進めていきたいと考えているので、ご質問いただいたとおりケアマネージャーの力をお借りする場面が出てくるかと考えている。詳細についてはまだ庁内で調整を図っているところであるが、一定の報酬がお支払いできるか等、そういったスキームのところは考えていきたいと思っている。

池田（け）委員 まず整わなければいけないというのはこれからのことだと思うが、毎年毎年きつと高齢者の方、障がい者の方もそうであるが、本当に日々変わっていく中で、必ず更新をしていかなければいけないのかと思うが、その辺のことを今現在どのように考えておられるのか。

原島介護保険課長 ご指摘いただいたとおり一定の見直しは、対象者の方は日々状態が変わっていくし、周辺の家族の方の状況も変わっていくので、やはり一定期間で見直しは必要かと考えている。そういった更新も含めて、策定後のスキームも併せて今後詳細を詰めていきたいと考えている。

池田（桂）委員 実際に私もケアマネージャーをしていたが、こちらの地域にお住まいの方たちの個別避難計画をつくる上で、結局ご家族の方の協力を得ないと避難はできないが、要介護3以上の方は移動が非常に難しいのではないかと。避難計画をつくりたくても方策が見つからないから立てられないといった場合にはどうするのかという素朴な疑問があるが、その点についてお伺いしたいと思う。

原島介護保険課長 防災安全課で一定バスの事業者と協定を結んで避難の手段を確保するといったことを順次進めているので、そういった情報提供を図りながら、いかにスムーズに避難していただけるかという計画が立てられるように、防災安全課とも連携して進めていきたいと考えている。

池田（桂）委員 移動手段としてバスを一応想定されている感じなのか。

原島介護保険課長 バスやタクシーの事業所と順次協定が結ばれているので、いろいろな手段が順次用意されていく。そういったところの情報提供を図りながら、その方のそれぞれ身体状況によって活用できる手段が変わってくるかと思うので、小まめに情報提供を図っていきたいと考えている。

池田（桂）委員 要介護3以上の方は歩行に結構障害のある方も多いので、バスやタクシーを使うにしても、介護タクシー等車椅子に対応できるようなどころでないと難しいと思う。現実的に少し厳しいかと思うが、そういったことはどのようにお考えなのかをお伺いしたい。

原島介護保険課長 その辺も併せて、移動が困難だということも踏まえてどういった手段がご用意できるのか、また、今回は洪水浸水地域を主に考えているので、垂直避難といったことも併せて、災害があったときにご自身でどのように

行動するのかをまずお考えいただくことも重要かと思っている。きちんと避難の手段を確保しつつ、そういった垂直避難やご親族のお宅に避難していただくといったことをあらかじめ考える契機にさせていただきたいと考えているので、そういったところを両面で進めていきたいと考えている。

しのづか委員 これは個人情報との兼ね合いもあるが、私が住んでいる東部団地自治会などは、地域の自治会防災の組織とこの情報を共有していて、自治会長の責任のもとで個人情報をきちんと把握しているというのがあるが、今後これをつくった段階で、実際に災害が起きたときは地域だと思う。そこの共有というのはどう考えているのか。

原島介護保険課長 こちらも地域で自主防災組織と協定を結び、防災安全課で順次地域でもこういった計画の策定の取り組みが進められている。個人情報の関係もあるが、こういった形で地域の方と共有できるのかはご本人様の意向もあるかと思うので、その辺ご本人様から地域の方と共有していいという同意が取れる形で詳細をご説明していければと思うので、なるべく地域で共有できるような形でご本人様のご同意が取れればよいと考えている。

しのづか委員 そこは丁寧にやっていくということか。了解した。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件14、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に関する取り組み状況について、市側の説明を求める。

平松障害福祉課長 それでは、説明させていただく。「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に関する取り組み状況についてというところで資料を見ていただければと思う。本日は、これまでの取り組み状況と今後の主な取り組みというところを報告させていただきたいと考えている。

まずは1ページ目、これまでの取り組み状況というところ、昨年度からの部分になる。昨年度ワクチン接種への対応のわかりやすい版の発行、6月に事業者による合理的配慮の提供促進に係る助成金の創設をさせていた

だいたところである。

また、7月には、50周年記念イベントと絡めて講演会やロビー展示を行い、10月は市職員研修、2年目の職員に当事者が参加して研修をしている。後ほど少し詳しくお話しさせていただく。また、12月には、障害者週間というところで、たま広報、アイスランド講演会、美術作品展等を行ったところである。1月には人事課主催の市係長級への研修も行っている。また、3月には市役所における合理的配慮・改善事例の公表を行わせていただいたのと、心つなぐ・はんどぶっく（わかりやすい版）を発行させていただいた。また、今年度、事業者による合理的配慮の提供促進に係る助成制度リーフレットを発行し、この助成制度についても再度周知を図っているところになる。

2ページ目に行っていただいて、今後の主な取り組み予定というところでは、「障がい者とともにひとときの和」を6月に実施予定として挙げがあるので、そちらを実施予定。10月にまた市職員向けの研修を行ってきたい。12月は障害者週間での取り組みというところで、講演会や美術作品展を考えている。1月はまた人事課主催の研修を行っていくところである。

内容について少し補足させていただきたいが、次のページ、主な取り組み内容についてというところを見ていただければと思う。子ども向け施策ということで、昨年度心つなぐ・はんどぶっく（わかりやすい版）を作成して公表をしてきているところになる。当事者の声をまとめた「心つなぐハンドブック」をわかりやすくまとめたものになり、主に小学校4年生を対象としたような内容になっている。そのレベルのものになっているところである。こちらをホームページで公表するとともに、全児童・生徒に配布されているタブレット端末で見られるようにしているので活用していきながら、ここについては進めていきたいと考えている。

また、事業者向け施策に関しては、事業者による合理的配慮の提供促進に係る助成制度。店舗のバリアフリー化、コミュニケーションツール作成費用を助成する制度であるが、昨年度令和4年度は、飲食店からの問い合わせが12件、助成7件の実績があったところで、飲食店だけでなく酒屋

さん等様々な団体につくっていただいたところである。内容としては、段差解消工事、トイレの改修工事、手すり設置工事などが多かったところになる。この制度については、また令和5年度も新たにリーフレットを発行してさらに周知を図りながら進めていきたいと考えている。

(2) 市役所における合理的配慮の提供・改善事例の公表については、一つは事業者による合理的配慮の提供に際して参考にしていただきたいというところで、この3月、ホームページに市役所でこのような取り組みをしているということを公表したところになる。あと庁内においても、別の形で周知をしており、それぞれ各課で参考にしていただいて取り組みが進んでいけばよいと考えている。

3番の障害者週間における取り組みについては、先ほどの美術展であったり、講演会、永山図書館での企画展示もここで進めさせていただいたところになるが、障がい者美術展については、令和3年度から、多摩市若者会議との協働で、障害の有無に関わらず誰もが参加できる「みんなの美術作品展」ということで開催している。今年度については、昨年度に引き続きであるがパルテノン多摩のギャラリーと豊ヶ丘・貝取商店街の2会場で開催していきたいと考えている。

講演会については、昨年度7月に50周年記念イベントということで、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちへ」ということで開催したところである。12月にはベルブ永山のホールでパラアスリートによる講演を行わせていただいた。今年度については、健幸まちづくり推進室や平和・人権課との連携の上、共生社会の実現に向けて「自分らしく生きる」ことをテーマにした講演会を開催していきたいと考えている。

最後のページになるが、市職員の研修である。研修については、昨年度10月に入庁2年目の職員を対象に、多摩市の権利擁護専門部会の当事者の方を、一部支援者もいるが講師に招き、グループワーク形式で、各ワークグループにそれぞれ当事者の方に入らせていただいて研修をさせていただいたということで、まさにどのようなことに困っているのかコミュニケーションを取っていただいて、障がい者の方を知っていただく、どのようなことが求められているのかを知っていただくという研修したところである。

1月には係長級を対象とした、障害のある職員を職場全体で支援する体制づくりという観点での研修を実施しているところである。今後同様に工夫しながらやっていきたいと考えている。

5番、わかりやすい情報提供については、ワクチン接種についてのわかりやすい版を作成したというところがある。今後もほかの自治体の取り組み等も参考にしながら、わかりやすい情報提供について検討して実施していきたいと考えている。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、15番、常任委員会の2年間のテーマについての件に入りたいと思う。議会運営委員会の方針として、2年間のテーマと行政視察は議会の重要な活動であり、実施すべきということであった。テーマ、手法、時期、そして所管事務調査に位置づけるかどうかなど、各委員会の主体性に任せるということである。一応実施するという結果となった。

したがって、まずはテーマをどうするか、この場で協議をしたいと思う。もし合意できればありがたいと思うが、合意できなければいつ頃決めるのか、それも含めて協議したいと思う。

この際、協議会を暫時休憩する。

午前11時41分 休憩

午後 1時01分 再開

藤原委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

直ちに意見交換のために協議会を暫時休憩する。

午後 1時01分 休憩

午後 1時13分 再開

藤原委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは委員の皆さんの意見を踏まえ、この健康福祉常任委員会としての2年間の調査事項のテーマであるが、「認知症の方及びそのご家族が地域

で安心して暮らすための支援」についてを大テーマにしたい。目的であるが、細くなるがいろいろなご意見が出ていたので、もう一度私が整理するが、目的に関しては認知症になった方々に対してどのような支援を地域としてやっていけるかが大変重要になると思う。例えば物を壊してしまった場合についての保険があるという話も少し出たし、それから地域で認知症になった方々と一緒に運動したり活動したりというのも少しずつ出始めているようである。実際に介護事業者の方々のお話も聞きながら、改めてこの委員会で、認知症の方々への支援は何ができるかを提言としてまとめていくことを目的としたいと思っている。

今、私も整理できていないが、テーマ及び目的の文言に関しては、この後正・副委員長に任せていただければと思うが、それでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 では、そのようにさせていただく。

それから、所管事務調査に位置づけるということであるが、これは9月の常任委員会で協議するということがよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 では、そのようにさせていただく。

次に、16番、行政視察についてである。

まず視察はやることとする。その目的、日時等々で少し協議をしたい。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 1時16分 休憩

午後 1時24分 再開

藤原委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

視察には行くこととする。その日程であるが、暫定的に10月16日(月)・17日(火)ないしは10月23日(月)・24日(火)・25日(水)のどこかということである。それから、候補地については、今議会が終わるまでに決める。先方のあることであるが、そのためにももちろん事務局にもご協力いただいて委員同士で探して今議会終了までに決めさせていただきたい。それぞれ努力をお願いしたいと思う。そのようにさせていただき

たいが、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 では、そのようにさせていただく。
以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 1時25分 再開

藤原委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午後 1時25分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長

藤原 マサノリ